

個人市県民税は給与から差し引きされていますか？

税務取扱課 ☎ 66・1116

事業主（給与支払者）が従業員の所得税を源泉徴収している場合は、市県民税についても、毎月の給与から差し引きし、納入することとなっています。この制度を給与特別徴収といいます。（△）自身で納税するのは普通徴収といいます。

◆こんなメリットがあります

・金融機関へ納税に出向く手間が省けます。
・1回あたりの負担が少なくてすみます。（給与特別徴収・年12回 普通徴収・原則年4回）
・納め忘れがなくなり、滞納や延滞金が発生する心配がありません。

【事業主のみなさまへ】

地方税法および蒲郡市条例の規定により、給与を支払う事業主は原則として、個人住民税を特別徴収しなければなりません。特別徴収を行っていない事業主の方は、ぜひ切り替えをお願いします。特別徴収は、所得税の源泉徴収と比べ、税額の計算は

市が行うので、税額を計算する手間がありません。

・従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回にする制度もあります。

・年度の途中でも特別徴収への切り替えは可能です。

年末調整・法定調書説明会

税務取扱課 ☎ 66・1116

とき 11月20日(木)

午後1時30分～3時30分

対象 源泉徴収義務者

内容 平成26年分から適用

される税制度の説明など

※税務署から郵送される関係書類を持参の上、出席して

ください。

問合先 豊橋税務署法人課税 第七部門（☎ 0532・52◆6201）

※自動音声案内「2」です。

平成26年分 青色申告決算等説明会

税務取扱課 ☎ 66・1116

とき 12月5日(金)

午後1時30分～3時30分

ところ 豊川市文化会館

大会議室（豊川市代田町

1-20-4
内容 決算書の記載方法などの説明を行います。

※青色申告決算書、收支内訳書などの用紙は国税庁ホームページにあります。

※申告書の提出はe-Taxをご利用ください。

問合先 豊橋税務署個人課税 第一部門（☎ 0532・52◆6201）

※自動音声案内「2」です。

個人事業者の帳簿の記載・記録の保存について

税務取扱課 ☎ 66・1116

平成26年1月から、事業所得や不動産所得、山林所得が生じる業務を行うすべての方

は、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

※所得税および復興特別所得税の申告が必要でない方も対象となります。

詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

問合先 豊橋税務署個人課税 第一部門

☎ 0532・52◆6201
※自動音声案内「2」です。

個人事業税第2期分の納税をお忘れなく

税務取扱課 ☎ 66・1116

個人事業税の第2期分の納期限は12月1日(月)です。

11月中旬に県から送付される納付書で、最寄りの銀行、農協、漁協、ゆうちょ銀行（郵便局）などの金融機関もしくはコンビニエンスストア（納付書の納付金額が30万円以下に限る）または県税事務所にて納付してください。

付書の納付金額が30万円以下に限る）または県税事務所にて納付してください。

問合先 東三河県税事務所課 税第1課（☎ 0532・35◆6127）

なお、ペイジー（Pay-easy）に対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付することもできます。ただし、領収証書が発行されませんので、領収証書が必要な方は金融機関などで納付してください。

また、口座振替をご利用の方は、納期限前に預貯金残高を確認ください。

給付金の申請はお済みでしょうか

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

申請期限 平成26年12月26日(金)

※申請期限を過ぎると、受付できません。

申請書をまだ提出していない方は、お早めに必要事項を記入し、同封の返信用封筒に入れて郵送をお願いします。

問合せ専用電話 ☎ 66・1200

申請窓口 市役所本館1階 102会議室

※申請書をご提出いただいたてから、申請書・添付書類の内容および支給要件などの確認を行うため、支給まで1カ月半ほどかかります。（申請書などに不備があった場合は、支給がさらに遅くなります。）

福祉課 ☎ 66・1104 児童課 ☎ 66・1108